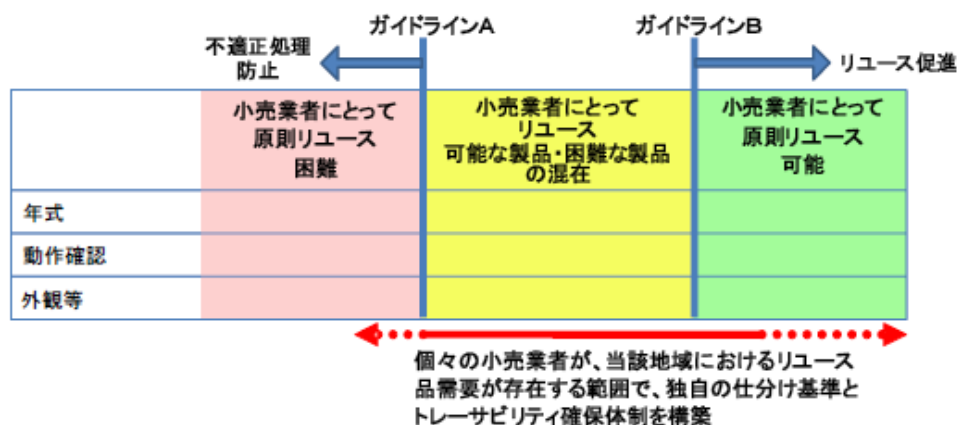


小売業者による特定家庭用機器のリユース・リサイクル 仕分け基準作成のためのガイドラインに関する報告書（概要）

1．製品性能に関するガイドライン

（１）二段階ガイドラインの設定について

「家電リサイクル法遵守に資するガイドライン」（ガイドラインＡ）と「適正リユース促進に資するガイドライン」（ガイドラインＢ）の二段階のガイドラインを策定。



（２）製品性能に関するガイドラインの項目

年式

- ・ 平均使用年数、リユース品取扱業者からのヒアリングを基に策定
- ・ ガイドラインＢについては、省エネルギー性能の観点を盛り込み、適正なリユース促進と地球温暖化防止・省エネルギー促進の両立を図る

動作確認

- ・ リユース販売されるまでの間に、通電検査その他動作確認及びその結果に応じた必要な修理が行われることを確認

外観・性能

- ・ さび、破損、付属品等の状況について設定

2．使用済家電のトレーサビリティに関するガイドライン

- ・ リユースに係る契約内容の明確化・文書化
- ・ 引き取った使用済家電に関する記録・管理及び委託配送の記録・管理
- ・ ガイドラインＢでは、小売業者における、リユース品引渡先における取扱状況の把握についても求める

【使用済家電のトレーサビリティに関するガイドラインのイメージ】

